

安全な水のため殺菌に使われる「塩素」について

水道水には消毒のために塩素を注入しており、0.1mg/L以上に保つように水道法で義務付けられています。富田林市では、平均約0.6mg/Lの水道水をお届けしていますので、安心してお飲みください。

塩素臭が気になる場合は、以下の方法を試してみてください。

- ・沸騰させる。(消毒作用がなくなるので、早めに飲んでください。)
- ・冷蔵庫で冷やしたり、氷を入れたりする。
- ・レモン果汁を入れて、風味を加える。



水道お客様センター従業員の「一コマ」。。。

水道の開閉栓や名義変更等の手続き、水道メーターの検針などを行っています。

水道メーターの検針を行っています。パイロットが回転していないか、異常がないかも確認します。



防災に対する取り組み



大阪狭山市との合同訓練の様子



(公社)日本水道協会関西地方支部・大阪府支部による災害対策訓練の様子

お知らせ

平成29年度より、町会などの各種団体や施設と協力して防災訓練を行っています。今後も防災訓練を予定しておりますので、ご協力いただける方はお問い合わせください。お問い合わせ先 上下水道総務課（内線251）

上下水道料金等に関する各種手続きは、富田林市役所地階水道お客様センターへ

- ・市内における水道の使用開始・中止(転出・転入)に関するお届けをされる場合
- ・名義変更等お届け内容に変更がある場合
- ・上下水道料金等のお支払いについてご相談される場合

受付時間 平日 9:00~17:30
土日 9:00~17:00

TEL 0721-20-6400

使用開始・中止に関するお届けはインターネットでも受け付けています。

2か月に一度検針員が水道メーターの検針に伺います。ご協力よろしくお願いいたします。

注意 新型コロナウイルスに便乗した不審な電話や訪問にご注意を!

水道管や下水道管のウイルス除去・洗浄を持ちかけ、高額費用を請求するなどの悪質な業者が出没しています。富田林市では、お客様からのご依頼がないのに突然お伺いし、水道管や下水道管の清掃作業等を行うことはありません。

水道水の安全性について ~水道水は安全にお飲みいただけます~
富田林市では、国の法令に定められた適切な塩素消毒を行っているため、水道水からウイルスに感染することはありません。

他にもさまざまな手口でだましてくる可能性があります。少しでもおかしいと感じたら、下記のお問い合わせ先へご相談ください。

TEL 0721-25-1000

市消費生活センター 内線186、188
上下水道総務課 内線251

水道工務課 内線295 下水道課 内線271

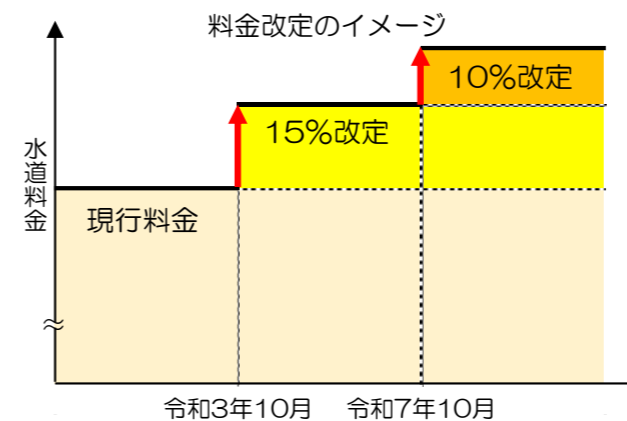
ウイルス感染予防のために手洗いやうがいをこまめにしよう!



上下水道だより

令和3年10月より水道料金を増額改定します

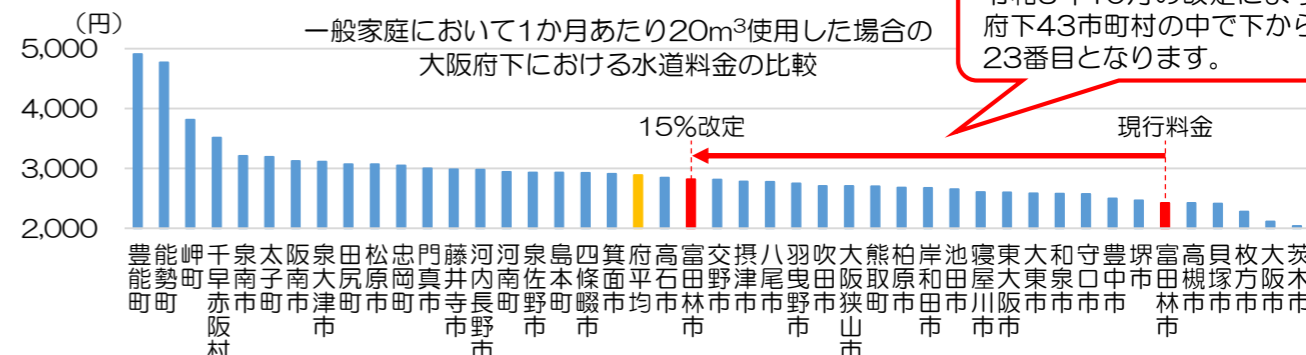
改定内容



3月市議会で可決されました

- 令和3年10月に平均15%の増額改定
- 令和7年10月に平均10%の増額改定

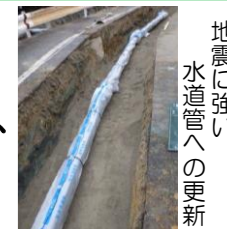
※今回の改定は上水道のみの料金改定です。下水道・浄化槽使用料の改定はありません。



料金改定の背景

- ・多くの水道管や施設の老朽化
⇒耐震化や老朽化対策、新規整備の必要性
- ・人口減少や節水機器の普及
⇒水道使用量の減少に伴う収入の減少

不足する財源を確保するため、水道料金を増額改定します。



地震に強い水道管への更新

将来にわたり、安全・安心な水道水をお届けするためにご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



改定後の1か月分の水道料金表（令和3年10月より）

公共下水道・市設置型浄化槽を使用されている場合は、請求時に下水道・浄化槽使用料が加算されます。
 （なお、今回は下水道・浄化槽使用料の改定はありません。）

用途	種別	基本水量	基本料金	超過料金（1㎡につき）		
				従量	超過	
普通	口径40mm未満の給水装置	0～8㎡	693円 → 796円 (630円) (724円)	9～20㎡	144円 → 168円 (131円) (153円)	
				21～30㎡	181円 → 206円 (165円) (188円)	
				31～40㎡	224円 → 249円 (204円) (227円)	
				41～50㎡	256円 → 280円 (233円) (255円)	
				51～100㎡	277円 → 298円 (252円) (271円)	
				101㎡以上	288円 → 303円 (262円) (276円)	
	口径40mm以上の給水装置	0～30㎡	口径40mm	7,148円 → 8,221円 (6,499円) (7,474円)	31～40㎡	224円 → 262円 (204円) (239円)
			50mm	8,322円 → 9,571円 (7,566円) (8,701円)	41～50㎡	256円 → 292円 (233円) (266円)
			75mm	8,856円 → 10,184円 (8,051円) (9,259円)	51～100㎡	277円 → 309円 (252円) (281円)
			100mm	9,389円 → 10,797円 (8,536円) (9,816円)	101㎡以上	288円 → 315円 (262円) (287円)
			150mm以上	12,057円 → 13,865円 (10,961円) (12,605円)		
			特殊	浴場給水装置	0～100㎡	6,402円 → 7,362円 (5,820円) (6,693円)
共用給水装置	0～8㎡	426円 → 490円 (388円) (446円)		9㎡以上	63円 → 72円 (58円) (66円)	
臨時給水装置				1㎡以上	746円 → 858円 (679円) (780円)	

※上段の金額は消費税及び地方消費税相当額含む
 下段の（ ）内の金額は消費税及び地方消費税相当額抜き

～ 検針期間が令和3年10月1日をまたがる場合の水道料金計算例 ～



【前検針日が9月3日、次回検針日が11月3日で、2か月分の使用水量が60㎡の場合】

2か月分の使用水量60㎡を均等に使用したと見なし、1か月分の使用水量を30㎡とします。

この事例は、最初の1ヶ月分が旧使用料と新使用料の日割り計算となります。

旧使用料 9月4日～9月30日(27日間) $3,852円/月(30㎡ \cdot 税抜) \times 27日 \div 30日 = 3,466円$
 $= 630円(基本水量8㎡) + 131円 \times 12㎡ + 165円 \times 10㎡$ (消費税 346円)

新使用料 10月1日～10月3日(3日間) $4,440円/月(30㎡ \cdot 税抜) \times 3日 \div 30日 = 444円$
 $= 724円(基本水量8㎡) + 153円 \times 12㎡ + 188円 \times 10㎡$ (消費税 44円)

$(3,466 + 346) + (444 + 44) = 4,300円(A)$

次の1か月分は全て新使用料となります。

新使用料 10月4日～11月3日(31日間) $4,440円/月(30㎡ \cdot 税抜)$
 (消費税 444円)

$4,440 + 444 = 4,884円(B)$

2か月分の水道料金は (A) 4,300円 + (B) 4,884円 = **9,184円** となります。

お問い合わせ先 水道お客様センター 0721-20-6400 上下水道総務課(内線251)

改定後の2か月分の上下水道料金等早見表（令和3年10月より）

一般家庭用（口径40mm未満の給水装置）

水道料金 + 下水道使用料				水道料金 + 市設置型浄化槽使用料			
使用水量	水道料金	下水道使用料	合計	使用水量	水道料金	浄化槽使用料	合計
0～16㎡	1,592	1,650	3,242	56	8,940	7,176	16,116
				57	9,147	7,326	16,473
				58	9,354	7,476	16,830
				59	9,561	7,627	17,188
				60	9,768	7,778	17,546
				61	10,017	7,956	17,973
17	1,760	1,779	3,539	62	10,266	8,134	18,400
18	1,928	1,908	3,836	63	10,516	8,313	18,829
19	2,097	2,038	4,135	64	10,766	8,492	19,258
20	2,266	2,168	4,434	65	11,016	8,670	19,686
21	2,434	2,298	4,732	66	11,266	8,848	20,114
22	2,602	2,428	5,030	67	11,515	9,026	20,541
23	2,770	2,558	5,328	68	11,764	9,204	20,968
24	2,938	2,688	5,626	69	12,014	9,382	21,396
25	3,106	2,818	5,924	70	12,264	9,560	21,824
26	3,274	2,948	6,222	71	12,514	9,738	22,252
27	3,443	3,077	6,520	72	12,764	9,916	22,680
28	3,612	3,206	6,818	73	13,013	10,095	23,108
29	3,780	3,336	7,116	74	13,262	10,274	23,536
30	3,948	3,466	7,414	75	13,512	10,452	23,964
31	4,116	3,596	7,712	76	13,762	10,630	24,392
32	4,284	3,726	8,010	77	14,012	10,808	24,820
33	4,453	3,856	8,309	78	14,262	10,986	25,248
34	4,622	3,986	8,608	79	14,512	11,164	25,676
35	4,790	4,116	8,906	80	14,762	11,342	26,104
36	4,958	4,246	9,204	81	15,042	11,562	26,604
37	5,126	4,375	9,501	82	15,322	11,782	27,104
38	5,294	4,504	9,798	83	15,603	12,002	27,605
39	5,463	4,634	10,097	84	15,884	12,222	28,106
40	5,632	4,764	10,396	85	16,164	12,442	28,606
41	5,838	4,915	10,753	86	16,444	12,662	29,106
42	6,044	5,066	11,110	87	16,725	12,882	29,607
43	6,251	5,217	11,468	88	17,006	13,102	30,108
44	6,458	5,368	11,826	89	17,286	13,322	30,608
45	6,665	5,518	12,183	90	17,566	13,542	31,108
46	6,872	5,668	12,540	91	17,847	13,762	31,609
47	7,079	5,819	12,898	92	18,128	13,982	32,110
48	7,286	5,970	13,256	93	18,408	14,202	32,610
49	7,493	6,121	13,614	94	18,688	14,422	33,110
50	7,700	6,272	13,972	95	18,969	14,642	33,611
51	7,906	6,422	14,328	96	19,250	14,862	34,112
52	8,112	6,572	14,684	97	19,530	15,082	34,612
53	8,319	6,723	15,042	98	19,810	15,302	35,112
54	8,526	6,874	15,400	99	20,091	15,522	35,613
55	8,733	7,025	15,758	100	20,372	15,742	36,114

※消費税及び地方消費税相当額含む

一般家庭用（口径40mm未満の給水装置）における2か月あたりの水道料金比較
 （公共下水道・市設置型浄化槽を使用されている場合は、請求時に下水道・浄化槽使用料が加算されます。）

使用水量	20m³/2か月	40m³/2か月	60m³/2か月
イメージ			
現行料金	1,962円/2か月	4,844円/2か月	8,474円/2か月
改定後(差額)	2,266円/2か月 (+304円)	5,632円/2か月 (+788円)	9,768円/2か月 (+1,294円)

「上下水道料金の算定の仕方・料金表」
 についてはこちら



<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/site/water/2336.html>